

第3期(R3年度～R7年度)  
武庫川水系河川整備計画  
進行管理報告書  
[令和4年度版]

～令和3年度の主な取り組み～

令和5年3月

兵 庫 県

## 目次

管理番号 1	(下流部築堤区間)	1
管理番号 2	(下流部掘込区間)	3
管理番号 3	(中流部)	4
管理番号 4	(上流部及び支川)	5
管理番号 5	(堤防強化 [支川])	7
管理番号 6	(堤防強化 [下流部築堤区間])	8
管理番号 7	(新規遊水地の整備、青野ダムの活用)	9
管理番号 8	(洪水調節施設の継続検討)	10
管理番号 9	(流域対策)	11
管理番号 10	(減災対策)	14
管理番号 11	(正常流量の確保)	21
管理番号 12	(緊急時の水利用)	22
管理番号 13	(健全な水循環の確保)	23
管理番号 14	(「2つの原則」の適用)	25
管理番号 15	(天然アユが遡上する川づくり)	27
管理番号 16	(良好な景観の保全・創出)	28
管理番号 17	(河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保)	29
管理番号 18	(水質の向上)	30
管理番号 19	(河川の維持管理)	31
管理番号 20	(流域連携)	33
管理番号 21	(モニタリング)	35

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項  
 1 河川対策  
 (1) 河道対策  
 ① 下流部築堤区間 (河口～JR 東海道線橋梁下流)

実施目標

戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/s (甲武橋基準点)を安全に流下させる。

施策の概要

河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/sを安全に流下させる範囲内で、国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削するとともに、流域下水道管渠に影響しない箇所では低水路拡幅と、部分的な高水敷掘削を行う。  
 河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。また、床止工は、同様のことを前提に撤去または改築する。

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)							
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3～R7) 計	
(1)河道対策	①下流部築堤区間 (河口～JR東海道線橋梁下流)	国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまでの河床掘削	—	—	工事着手	工事完了	・河床掘削 No. 1+50 ～ No. 3+50 L=200m V=71,000m <sup>3</sup> No. 18+50～No. 20+80 L=230m V=23,000m <sup>3</sup> ・護岸工事 (右岸) No. 30+50～No. 34+50 L=400m ・護岸工事 (左岸) No. 31+50～No. 34+50 L=300m (工事継続) No. 42+50～No. 43 L=150m (工事継続)						H30より工事着手 L=430m完了 (累計930m完了)
		低水路拡幅・南武橋等の施工に必要な航路幅分の掘削 L=2,550m	1,223m	1,327m	—	—	—						—
		流域下水道管渠にない箇所で低水路拡幅、部分的な高水敷掘削 L=2,000m	704m	796m (残:潮止堰の取合部)	500m 工事完了	—	—						(累計1,500m完了) 残500mは継続
		低水路拡幅・高水敷掘削 (左岸No.25～No.31)L=580m	—	450m (残:潮止堰の取合部)	130m 工事完了	—	—						(累計450m完了) 残130mは継続
		南武橋 (改築)	—	工事着手	工事完了	—	左岸アプローチ部工事着手						—
		国道43号橋梁、阪神高速橋梁 (護床工)	—	—	工事着手	工事完了	・橋梁管理者との協議を継続。						—
		阪神電鉄橋梁 (補強・護床工)	—	—	工事着手	工事完了	・調査の結果、補強不要。						—
		武庫川橋 (旧国道) (護床工)	—	—	—	工事着手・工事完了	・橋梁管理者との協議を継続。						—
		ガス管橋 (補強又は改築)	—	—	—	—	—						改築不要
		国道2号橋梁 (補強)	—	—	—	工事着手・工事完了	・橋梁管理者との協議を継続。						—
潮止堰の撤去	潮止堰 (撤去)	—	—	工事着手 R7	工事完了 R8	・地下水調査 (観測井での水位・電気伝導度観測等)を実施						直近の実施工程ではR6～R7で実施予定	
	塩水化対策 右岸 L=1,378m	250m	452m 工事継続	676m 工事完了	—	No. 35+50 ～ No. 41 + 50 L=732.5m						L=732m完了 (累計1435m完了)	

			塩水化対策 左岸 L=978m	—	322m 工事着手	656m 工事完了	—	No. 35+50~No. 41+50 L=669.8m					L=670m 完了 (累計 992m 完了)
	床 止 工 の 撤 去 又 は 改 築	1 号床止工 (撤去)	—	—	—	—	—	—					
2 号床止工 (撤去又は改築)		—	—	—	—	工事着手 ・ 工事完了	—	—					
3 号床止工 (改築)		—	—	—	—	工事着手 ・ 工事完了	—	—					

※ 工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>河道対策工事を継続実施。今後も更なる事業推進を図る。</li> <li>潮止堰撤去・河床掘削に伴う地下水影響を把握するため、観測井でのモニタリングを継続実施。</li> <li>沿川住民や河川敷利用者への工事内容の周知に努め、今後も円滑に事業を推進。</li> <li>南武橋架替に向け、上部工 (1 期施工)、右岸アプローチ道路、鳴尾跨線橋工事が完成。左岸アプローチ道路の工事を進め、事業進捗を図る。</li> <li>河床掘削工事に先立ち、護岸工事の推進を図る。</li> <li>横断工作物 (国道 43 号、阪神電鉄橋梁等) の護床工による補強については、河床掘削工事の進捗にあわせて実施する。</li> <li>1 号床止~3 号床止工の改築については、護岸工事の進捗を踏まえ、上流側から改築工事に着手予定。</li> </ul>		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)
。

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m <sup>3</sup> /s（生瀬地点）を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項		
施策の概要	1 河川対策		
	② 下流部掘込区間（仁川合流点～名塩川合流点）	掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水（生瀬地点における河道への配分流量2,700m <sup>3</sup> /s）に対する護岸の整備やパラペット等による溢水対策を行う。当面は、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量（生瀬地点における河道への配分流量1,900m <sup>3</sup> /s）を安全に流下させるとともに平成16年台風23号洪水（生瀬地点2,600m <sup>3</sup> /s）による再度災害防止のため、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施する。	

1. 期別計画（P）			2. 実績（D）										
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）				実績（D）						
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期(R3～R7)計	
(1)河道対策	②下流部掘込区間（仁川合流点～名塩川合流点）	護岸整備やパラペット等による溢水対策（仁川合流点～生瀬大橋） L=6.9km	—	—	工事着手	工事完了	・調査設計						—
		河床掘削等（生瀬大橋～名塩川合流点） L=2.5km 左岸拡幅 L=0.5km 西宝橋架替	—	河床掘削 0.25km 左岸拡幅 着手	工事継続	工事完了	・西宝橋仮橋継続中						・西宝橋仮橋継続中 ・河床掘削（累計 L=0.4km）
※工事着手には用地補償を含む													

3. 点検・評価（C）（第3期 [R3～R7]）		
点検・評価（C） R3	点検・評価（C） R4	点検・評価（C） R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>生瀬大橋～名塩川合流点については、青葉台地区に係る左岸拡幅案を提示後、意向確認により同意を得られた地権者について、順次物件調査及び用地補償交渉に着手しており、引き続き用地取得に向けた交渉を実施。</li> <li>河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> <li>西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> </ul>		
点検・評価（C） R6	点検・評価（C） R7	

4. 改善（A）（第4期 [R8～R12] に向けて）	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ③ 中流部（名塩川合流点～羽束川合流点）	<b>実施目標</b> 戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量 2,600m <sup>3</sup> /s（武田尾地点）を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。
<b>施策の概要</b>	中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水（武田尾地点における河道への配分流量 2,600m <sup>3</sup> /s）に対し、河川整備を実施する。	

1. 期別計画（P）			2. 実績（D）										
河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画（P）				実績（D）					
				第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期(R3～R7)計
(1)河道対策	③中流部（名塩川合流点～羽束川合流点）	護岸整備等による溢水対策（武田尾地区）	〔住宅地区〕 護岸整備等 L=490m	護岸整備 L=250m	工事完了	—	—						
			〔温泉地区〕 護岸整備等 L=360m	用地補償	工事完了	—	—						

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項  
 1 河川対策  
 (1) 河道対策  
 ④ 上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川

実施目標

各河川の目標流量を安全に流下させる。  
 ・大堀川 50m<sup>3</sup>/s  
 ・波豆川(三田市) 65m<sup>3</sup>/s  
 ・相野川 45m<sup>3</sup>/s  
 ・波賀野川 25m<sup>3</sup>/s  
 ・荒神川 39m<sup>3</sup>/s  
 ・山田川 100m<sup>3</sup>/s  
 ・武庫川及び真南条川 110m<sup>3</sup>/s  
 ・波豆川(宝塚市) 160m<sup>3</sup>/s  
 ・大池川 40m<sup>3</sup>/s

施策の概要

それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)							
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3~R7) 計		
(1)河道対策	④上流部 (羽束川合流点～本川上流端) 及び支川	大堀川 (宝塚市) の整備	河床掘削等 (西田川橋～西ノ町橋) L=1.2 km	0.01 km	0.3 km	0.5 km 工事継続	工事完了	・第一小浜橋 (尼崎宝塚線) 上下流の護岸工事に着手 L=100m (No.17~No.22) ・国道176号より上流において矢板護岸の先行着手 L=71m (No.37+10~No.41+1)						0.1 km 完了 (累計 0.4 km 完了)
		荒神川 (宝塚市) の整備【市】	河床掘削等 (国道176号～荒神橋) L=0.6 km	0.27 km	0.03 km	0.3 km 工事完了	—	河床掘削 L=39m						0.04 km 完了 (累計 0.34 km 完了)
		波豆川 (宝塚市) の整備	河道拡幅等 (滝本橋～島橋) L=0.3 km	工事着手	0.27 km	0.03 km 工事完了	—	護岸工事 (取付含む L=76m) に着手 (R4.5 未完成予定)						工事継続 (累計 0.27 km 完了)
		波豆川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (中河原橋～護摩池) L=0.6 km	0.2 km	0.2 km 延長見直し 工事完了	—	—	—						—
		山田川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (山田滑谷ダム上流1050m～砥石橋上流500m) L=1.9 km	1.1 km	0.07 km	0.7 km 工事完了	—	築堤工事 L=0.22 km [完了] 橋梁架替に係る詳細設計の完了						0.22 km 完了 (累計 1.4 km 完了)
		大池川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (JR福知山橋梁～国道176号上流50m) L=0.16 km	0.1 km	工事完了	—	—	—						—
		相野川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (洞橋～2級河川上流端) L=1.4 km	工事着手	0.32 km	1.1 km 工事完了	—	護岸工 L=0.1 km [完了]						0.1 km 完了 (累計 0.42 km 完了)
		武庫川及び真南条川 (篠山市) の整備	河床掘削等 (岩鼻橋～山崎橋) L=1.9 km	0.55 km	0.75 km	0.6 km 工事完了	—	河床掘削工事 L=0.6 km [完了]						0.6 km 完了 (累計 1.9 km 完了)
		波賀野川 (篠山市) の整備	河道拡幅等 (JR福知山線橋梁～西角橋) L=0.4 km	事業着手	0.1 km	0.3 km 工事完了	—	護岸工事 L=0.1 km (左岸のみ)						— (累計 0.2 km 完了)

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大堀川：継続して上流側への改修を推進。</li> <li>・荒神川：河床掘削を実施。</li> <li>・波豆川(宝塚市)：護岸工事に着手。</li> <li>・山田川：用地買収が完了。橋梁工事の詳細設計も完了。</li> <li>・相野川：引き続き、地権者と交渉。</li> <li>・武庫川及び真南条川：河床掘削工事（丹波篠山市南矢代）を実施。R3年度で事業完了。</li> </ul>		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ④ 上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川	<b>実施目標</b>	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。
<b>施策の概要</b>	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保するため、堤防強化対策を行う。		

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	実績 (D)					
			(H23～H27)	(H28～R2)	(R3～R7)	(R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期(R3～R7)計
(1)河道対策	④上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川	天王寺川（伊丹市、宝塚市）の整備	工事完了	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		天神川（伊丹市、宝塚市）の整備	1.56 km (H22迄0.92 km済)	1.13km	1.11km 工事完了	—	調査設計 護岸工事 L=0.73km	—	—	—	—	0.73km完了 (累計3.42km完了)

※工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3～R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
〈天神川〉 ・期別計画〈第3期〉の完了に向け、調査設計・護岸工事を実施。		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8～R12] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	<b>実施目標</b>	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。 さらに、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする工法についても検討する。
<b>施策の概要</b>	築堤区間全区間 14.4 kmを対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。 また、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。 併せて、堤防に近接する一部の家屋等の対応についても検討する。		

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)										
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3~R7計)
(1)河道対策	⑤下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	・ドレーン工法等の浸透対策（対策実施延長 L=7.3km） ・護岸工による侵食対策（対策実施延長 L=6.2km）	工事継続（浸透対策） L=6.2km （侵食対策） L=0.7km	工事完了（浸透対策） L=1.1km （侵食対策） L=5.5km	—	—						
		計画高水位以上の洪水に対する被害緩和対策	—		計画高水位以下の洪水に対する浸透・侵食対策の完了後、可能なものから実施	耐越水堤防強化 L=650m(西宮市小曾根町・小松東町) 【完了】						工事完了 L=650m
		堤防に近接する一部の家屋等の対応	堤防に近接する一部の家屋等の対応の検討	家屋等の近接状況を把握し、対応方法について検討			—					

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
・法尻に構造物がなく、水衝部かつ堤内地盤高から堤防高さが高い箇所を抽出。越水した場合でも粘り強い構造とするため、法尻に張ブロックを設置。 ・施工にあたっては、武庫川を象徴する松やサクラを可能な限り存置。		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ① 武庫川遊水地の整備 ② 青野ダムの活用	<b>実施目標</b>	遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において 280m <sup>3</sup> /s の洪水調節を行う。				
<b>施策の概要</b>	武庫川本川と羽束川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施する。 また、既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも 40 万 m <sup>3</sup> 拡大する（予備放流開始雨量の設定等についての試行結果を踏まえ、操作規則を適切に変更）。  甲武橋地点流量配分 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>①武庫川遊水地の整備</td> <td>0→20m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>②青野ダムの活用</td> <td>220→260m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </table>			①武庫川遊水地の整備	0→20m <sup>3</sup> /s	②青野ダムの活用	220→260m <sup>3</sup> /s
①武庫川遊水地の整備	0→20m <sup>3</sup> /s						
②青野ダムの活用	220→260m <sup>3</sup> /s						

1. 期別計画 (P)				2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	
(2) 洪水調節施設の整備	① 武庫川遊水地の整備	遊水地整備	遊水地整備	工事着手	工事完了	-	-					
	② 青野ダムの活用	洪水調節容量の拡大	洪水調節容量の拡大 (操作規則の適切な変更)	試行操作の継続 (事前放流容量を 20 万 m <sup>3</sup> から 40 万 m <sup>3</sup> に拡大)		洪水調節容量の拡大 (事前放流容量を予備放流容量 [40 万 m <sup>3</sup> ] に位置付け)	-	・基準雨量を変更した上で事前放流容量を 20 万 m <sup>3</sup> から 40 万 m <sup>3</sup> に拡大して試行  ・R3.8 に事前放流を実施 (累計 2回)				

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<青野ダム> ・企業庁、受水7市へ事前放流拡大について協力を依頼し、R2.6 から 20 万 m <sup>3</sup> を 40 万 m <sup>3</sup> に拡大して試行開始。 ・予備放流への移行を目指し、試行操作を継続。令和3年度は8月に実施。		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ③ 洪水調節施設の継続検討	<b>実施目標</b>	河川整備基本方針の目標達成に向けたさらなる洪水に対する安全度の向上策の検討。
<b>施策の概要</b>	千苺ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。		

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)							
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7		
(2) 洪水調節施設の整備	③ 洪水調節施設の継続検討	さらなる洪水に対する安全度の向上等の検討	千苺ダム治水活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水活用の検討に必要なデータ蓄積</li> <li>治水活用に必要な施設改造や水質への影響、治水活用に伴う損失補償の取り扱い等について検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>治水活用の試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;千苺ダム&gt;</li> <li>千苺ダム地点の水質データを蓄積中。</li> <li>表層及び底層放流設備の工事継続中</li> </ul>					
			新規ダム建設等の必要性・実現可能性の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培・植栽技術の蓄積のため、平成18年度から実施している植物植生調査を継続実施</li> <li>新規ダムの課題や環境保全方策等を検討</li> <li>上記検討を踏まえ、既存ダムの治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性を検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;新規ダム&gt;</li> <li>ビオトープ (リバーサイド地区) に植栽している貴重種のモニタリングを実施</li> </ul>						
<p>・※治水活用の概要: 洪水期の3ヶ月間(7月~9月)、千苺ダムの貯水位をあらかじめ洪水期制限水位(6月~10月で現在運用中。)より1m低下させることで、大雨が降った時に、貯水容量を約100万m<sup>3</sup>確保するもの。</p>													

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;千苺ダム&gt;</li> <li>引き続き、表層及び底層放流設備の工事を継続</li> <li>&lt;新規ダム&gt;</li> <li>ビオトープ (リバーサイド地区) に植栽している貴重種のモニタリングを実施</li> </ul>		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

<p><b>河川整備計画の事項・項目</b></p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項                  2 流域対策                  (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)</p>	<p><b>実施目標</b></p> <p>「武庫川流域総合治水推進計画」と整合を図り、流域内の学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30m<sup>3</sup>/sとする。                  また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても、流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会」を設置して、「武庫川流域総合治水推進計画」を策定し、県と流域市が協力して整備を進める。</p>	

1. 期別計画 (P)			期別計画 (P)				2. 実績 (D)						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3~R7) 計	
			2. 流域対策										
(1) 貯留施設の設置による流出抑制対策の実施	学校、公園、ため池等を利用した貯留の整備	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留量約64万m <sup>3</sup> (流))	約1.3万m <sup>3</sup> 着手(流)	約14.2万m <sup>3</sup> 完成(流)	約34.6万m <sup>3</sup> 完成(流)	整備完了	・約0.03万m <sup>3</sup> (流)完成(学校1箇所、公園1箇所)						約0.03万m <sup>3</sup> 完成 累計約15.6万m <sup>3</sup> (流)完成
(2) 様々な流出抑制対策の推進	総合治水条例に基づく重要調整池の設置	重要調整池の設置に関する技術的基準の適合確認					・実績なし						-
	①調整池の設置及び保全	流出抑制機能の更なる強化に向けた検討	・指導対象面積の引き下げ ・調整池の恒久化等	条例による義務化	総合治水条例に基づく重要調整池の設置義務の適切な履行		・0.3ha以上1ha未満の開発に対する防災調整池の設置指導(神戸市) ・「西宮市雨水流出抑制技術基準」に基づき指導(西宮市) ・「伊丹市排水施設技術基準」に基づき、2,000㎡以上の面積を有する開発行為について、雨水貯留施設の設置を誘導している。						適切に履行
	②森林保全と公益的機能向上	森林の水源涵養機能、土砂流出防止機能、土砂流出防止機能の維持・向上	人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)			202ha(市)						順次実施
		急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(計画策定は県民局単位)	(計画策定時に記載)		104ha(市)						順次実施

			高齢人工林の広葉樹林への一部誘導（混交林整備）	100ha 着手 Ⓒ（丹波篠山市域での施工面積）	事業計画を策定し順次実施（計画策定は県民局単位）		(計画策定時に記載)	16ha Ⓒ						順次実施	
		無秩序な伐採・開発行為の規制等による森林の適正な保全	保安林・林地開発許可制度の適切な運用	継続して適切な運用を実施				適切な運用を実施						適切な運用を実施	
(2)様々な流出抑制対策の推進	②森林保全と公益的機能向上	豪雨時の発生土砂崩壊や流出による河川の塞部による水被害の防止	砂防事業による流木・土砂災害防止対策	H25までに3箇所Ⓒ着手	H30までに3箇所Ⓒ着手	R5までに3箇所Ⓒ着手	(今後検討)	3箇所Ⓒ着手						3箇所Ⓒ着手	
			治山事業等による流木・土砂災害防止対策	H25までに29箇所Ⓒ着手	H30までに24箇所Ⓒ着手	R5までに24箇所Ⓒ着手	(今後検討)	1箇所Ⓒ着手							1箇所Ⓒ着手
	③水田への雨水貯留	水田の持つ多面的機能の維持・向上 水田貯留の実施	水田の保全（関係機関連携・農業者連携）	10,141ha Ⓒ 優良農地(農振農用地)	10,157ha Ⓒ 優良農地(農振農用地)	10,014ha Ⓒ 優良農地(農振農用地)	9,993ha Ⓒ 優良農地(農振農用地)		10,025ha Ⓒ						全国的に微減傾向にある
			課題解決に向けた取り組み等の検討	農業者への普及啓発と、推進方策の検討・実施					神戸市北区長尾町で板を配布						普及啓発と推進方策を実施中
	④その他の雨水貯留・浸透の取り組み	その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	公共施設での貯留・浸透施設の設置	公共施設での貯留浸透施設の整備を検討・実施					<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅3箇所引き続き整備中</li> <li>・地域総合センター上ノ島で雨水貯留タンク1基、ガラスパーキング49㎡(尼崎市)</li> <li>・学校給食センターで緑地化(ガラスパーキング等)1,480㎡、透水舗装470㎡、浸透性側溝230㎡(尼崎市)</li> <li>・中学校等4箇所整備完了(西宮市)</li> </ul>						公共施設での貯留浸透施設の整備を実施
			各戸への雨水貯留タンクの設置	普及啓発に努め、設置を促進					助成見込基数54件Ⓒ(尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計) [累計1,625件Ⓒ]						普及啓発に努め、設置を促進中
			道路側溝等の浸透化	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施					・約3.4kmⒸ(尼崎市0.3km、西宮市3.1km) [累計約194.4kmⒸ]						透化推進策を実施中
			透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進					・約5,000㎡Ⓒ(神戸市域除く)						整備を推進中

※ 100ha=1km<sup>2</sup>

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯留施設は、山口中学校と西昆陽2丁目公園で整備が完了。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進する。</li> <li>・重要調整池の設置について、引き続き、総合治水条例に基づき県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</li> <li>・森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後も引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</li> <li>・土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第4次山地防災・土砂災害対策計画 (R3年3月) に基づき引き続き、整備に取り組む。</li> <li>・水田貯留は、昨年実績に加え、神戸市北区長尾町でセキ板を配布し、「セキ板1,000枚配布大作戦」に基づき、着実に取り組みが広がっている。</li> <li>・各戸貯留は、流域市の助成基数の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</li> <li>・浸透施設 (道路側溝、宅内排水等) 整備については、尼崎市、西宮市で約3.4kmの整備が実施された。今後も引き続き整備に努めていく。</li> </ul>		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 3 減災対策 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)	実施目標 計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。
	減災対策については、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水により、河川から洪水があふれ出る可能性があることを認識し、以下の対策を進める。 (1) 水害リスクに対する認識の向上 (知る) (2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る) (3) 的確な避難のための啓発 (逃げる) (4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え (備える)	
施策の概要		

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)							
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7		
3. 減災対策													
(1)水害リスクに対する認識の向上(知る)	①水害リスクを知る機会の提供	住民が水害リスクを知る機会を多く提供	我がまちを歩く体験型講座の開催等 【県、市】	体験型講座の開催と手づくり HM 作成等の促進				<ul style="list-style-type: none"> <li>『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』フォローアップシートの更新(R4.3末時点)を実施</li> <li>県立人と自然の博物館にて「知ろう！学ぼう！総合治水展」の開催(県)</li> <li>住民自らがまちを歩きながら地域の危険箇所等を確認する体験型講座を実施(市2回(三田市))</li> <li>手づくりハザードマップを作成(市3地区)</li> </ul>					
	②水害リスクを知るツールの整備	水害リスクを知るツールの整備	水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップ(以下、HM)への改良・強化 【市】	HMの改良及び内水HMの作成・公表				<ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川水系全てについて想定最大規模降雨による浸水想定区域を追加した。(神戸市)</li> <li>R4.3にHMを改訂(宝塚市)</li> <li>内水HMについては、下水道事業区域内において、令和7年度公表予定(宝塚市)</li> <li>令和2年度(R3.3)に改定したHMをR3.4に全世帯配布(丹波篠山市)</li> </ul>					
			CGHMで整備した映像等の継続公開【県】と活用方法の検討【市】	CGHMの継続公開と活用方法の検討				想定最大規模降雨による浸水想定区域図等をCGHMに反映、継続公開					
	③防災の担い手となる人材の育成	行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成	ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座の実施 【県、市】	住民やNPO等への研修及び出前講座の継続実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>県45回(防災リーダー講座(県)、出前講座118回(市)(神戸市31回、尼崎市40回、西宮市17回、伊丹市8回、宝塚市14回、三田市8回)の研修会等を開催</li> <li>防災リーダー修了者77人</li> </ul>					
(2)情報提供体制の充実と水防	①避難情報の伝達	市及び住民の避難判断の支援	防災情報の提供体制の充実 【県、市】	雨量、河川水位、河川監視画像、洪水予報、氾濫予測等の情報の継続発信及び充実				<ul style="list-style-type: none"> <li>県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信</li> <li>気象庁の降雨予測情報の精度向上を踏まえ、氾濫予測システムを改良(県)</li> <li>平時からくらしの防災</li> </ul>					

体制の強化(守る)					ガイド(各戸配布)やHP、防災ポータル等で防災情報を発信するとともに、災害時は防災行政無線、緊急速報メール、ひょうご防災ネット、HP、各種メディア等、多様な伝達手段で情報発信を行う。(神戸市) ・市民に災害情報をリアルタイムに伝えることを目的に防災ポータルサイトを構築。(西宮市) <a href="https://www.nishinomiy-a-bousai.jp/">https://www.nishinomiy-a-bousai.jp/</a> ・防災行政無線を活用し、一斉即時に音で住民へ情報伝達を行った。(宝塚市) ・ひょうご防災ネットスマホアプリ版の紹介(三田市)					
	②河川情報の伝達	迅速な避難活動の支援<水防上重要な箇所>	増水する河川の画像情報の提供・配信【県】	河川監視カメラ増設及び継続配信	・河川監視カメラ(17基)による継続配信を実施 ・河川監視カメラを増設(2基)					
		水防活動や避難勧告等の発令の支援	洪水時の水位予測等の配信【県】	市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信	サイレン、回転灯を的確に作動させ、河川利用者等への注意喚起を実施					
		地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信	地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信【県】	多様な手段による水位情報等の配信	・HP「川の防災情報」、データ放送による水位・雨量情報の継続配信を実施 ・NHK データ放送で河川監視カメラ(CCTV)の画像の継続配信を実施 ・Yahoo! JAPANの「天気」のページで河川監視カメラの画像(74基)を配信開始(H30.6~)					
	③水防体制の強化	大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上	実践的な演習の実施【県、市】	行政及び地域による実践的な演習の実施	・県1回(同)(Lアラート全国合同訓練2021兵庫県) ・水防工法習得訓練実施市3回(同)(土のう積み訓練、水防工法訓練等)を実施(尼崎市、宝塚市、伊丹市) ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため訓練実施はなし(神戸市、西宮市、三田市、丹波篠山市)					
		防災態勢の強化(市)	県、防災関係機関と連携した防災訓練の実施【市】	県や防災機関と連携した訓練の実施	・市2回(尼崎市防災総合訓練、三田市総合防災訓練(同))					
	(3)的確な避難のための啓発(逃)	①自助の取組の推進	住民が被害に遭わないための必要な知識の啓発	住民主体で作成したHM等のより一層の活用【市】	地域の学習会や防災訓練での手づくりHM等の活用	・地域の防災学習会や訓練等、手作りHMの活用実績回数計2回(神戸市)				
			各種防災情報の入手方法の啓発	「ひょうご防災ネット」への加入促進等	「ひょうご防災ネット」等の新規登録件数40,000件/年(H25迄)(県)の確保 ※H26~R2迄の目標:120,000件/年 ※R1 5月よりアプリ版運用開始	R3新規登録件数(ダウンロード数) アプリ105,320件(県)				

げる)			【県】	※R3以降の目標：50,000件/年（R5迄） 25,000件/年（R5～R10迄）					
	②共助の取組の推進	水害発生時の災害時要援護者の円滑な避難（市）	地区内で住民同士が助け合う取組の促進【市】	災害時要援護者の円滑な避難に資する取り組み方策等の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者支援の取組み地区、86地区・団体（神戸市）</li> <li>・「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」に基づく啓発。避難行動要支援者名簿の作成及び更新を行い、協力をいただける地域（自治会・町会等）への名簿情報の提供（尼崎市）</li> <li>・個別避難計画の作成に向けて地域で勉強会を実施。福祉避難所として4施設を新たに指定（尼崎市）</li> <li>・県立尼崎小田高校看護医療「あまおだかんど」にて災害時要配慮者の支援について、「尼崎市要支援者見守り・支え合い事業」を実施し、生徒が要支援者への自宅を民生児童委員と一緒に訪問し、日ごろからの顔の見える関係づくりに取り組んだ。また、「あまおだ減災フェス」を開催し、地域住民と防災・減災について考える時間を共有し、地域の防災力向上を目指した。</li> <li>・県立尼崎小田高校国際探求「members of a society」において、地域住民が安心して暮らせるまちづくりを目標として「災害時の多言語対応-外国人居住者への支援を中心に-」生徒が防災の基礎知識を学び、災害時や非常時に外国人居住者が直面する問題をインタビューとアンケートを用いて調査し、その解決策を基に、ハザードマップに多言語対応のQRコードを記載することを災害対策課に提案した。</li> <li>・県立尼崎小田高校普通科探求「あまおだ減災フェス」において、生徒が地域の高齢者等を対象に、民生児童委員との協働活動による「尼崎市要支援者見守り・支え合い事業」の見守り・ささえあい協力員として見守り訪問を行った。また、地域の高齢者との顔の見え</li> </ul>				

					<p>る関係づくりとして、訪問型の見守りの他、ふれあいサロンを実施し地域の高齢者に参加してもらい交流を深めた。また、コロナ禍でも災害は発生するという想定のもと、夏休み期間中を利用して、地域学校協働本部が主催する防災スクールに参加し、自助や共助の大切さを地域住民とともに学び高校生として災害時に支援できる体制づくりを検討した。</p> <p>(尼崎市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西大学近藤誠司研究室において、難病患者・障害児者・高齢者などの要配慮者は防災対策の促進に苦慮しているため、学生が要配慮者に対する支援手法に関する課題の検討と情報発信を行った。具体的な取組として、FM あまがさきの中で「ぼうさいアイアイ」という防災福祉番組を2018年10月14日から183回もの放送を継続した。今後は、WEBサイト上でより多くの人が見聴できるよう「ぼうさいアイアイ聞き逃しサービス」を展開する。また、尼崎市難病患者団体連絡協議会との難病患者・障害児者の防災対策に関する交流シンポジウムは、コロナ禍の影響により次年度に延期することとなったが、来場者を集めず「コロナ災害を乗り越える～防災福祉ミーティング～」をテーマとし、コロナ禍での当事者や支援者の取組と想いのスピーチをビデオ録画してYouTube 配信を行った。</li> </ul> <p>(尼崎市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西国際大学児童文化研究会において、将来保育士・幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生が、子どもたちの命を守る上で必要な防災の知識を読み聞かせグループと連携し、創作絵本や紙芝居によりイベントを通して地域の親子に伝えた。(尼崎市)</li> </ul>			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西国際大学地域防災プロジェクトチームにおいて、将来、福祉や教育職を目指す防災士の資格を取得した学生が、地域の自主防災会の防災訓練に参加し、地域の防災体制について学んだ。防災訓練の参加を通じて、自主防災の現状を知り、普及や啓発活動について検討を行い、地域の高齢者に対して「防災」をテーマとした地域交流イベントを企画したが、コロナ禍により延期することとなった。また、地元の高校が主催する「あまおだ減災フェス」において、「避難所運営ゲーム」を行い、多くの地域住民への防災・減災の啓発に貢献した。(尼崎市)</li> <li>・市全体で避難支援団体 33 団体が地域へ名簿提供 (西宮市)</li> <li>・避難行動要支援者名簿を関係部局と共有。また、「個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地区に名簿情報を提供。(伊丹市)</li> <li>・地域防災プラン作成の支援として自治会防災プランを提供。(伊丹市)</li> <li>・内閣府個別避難計画作成モデル事業に参加。防災部局とともに制度の周知を行い、避難支援組織等への説明を計 56 回実施。新たに 3 団体が避難組織を立ち上げ、2 団体が辞退し、合計で 50 団体に。(宝塚市)</li> <li>・災害時の安否確認をスムーズにする「無事ですてぬぐい」を作成し、制度新規同意者へ民生児童委員を通じ配布した。(宝塚市)</li> <li>・避難行動要支援者の個別避難計画策定 R3 年度末で 179 名分策定済 (三田市)</li> <li>・災害時要援護者支援の取り組み 1 回 (丹波篠山市)</li> <li>・災害時要援護者施設の避難確保計画策定状況 (計画策定数/対象施設数)</li> </ul> <p>         神戸市 817/817 =100%          尼崎市 661/905 =73.0%          西宮市 528/546 =96.7%          伊丹市 69/109 =63.3%          宝塚市 135/135 =100%          三田市 17/29 =58.6%          丹波篠山市 46/46 =100%       </p>			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

					計 2,273/2,587 =87.8%																
	③公助の取組の推進	住民の避難判断の助けとなるような公助の取組(市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接市間で避難情報の共有</li> <li>隣接市の避難所の相互活用等の検討【市】</li> </ul>	避難情報の共有化と避難所相互活用のための仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神間7市1町と災害時応援協定を締結(各市町)</li> <li>宝塚市と避難所相互活用について覚書を締結(西宮市)</li> <li>大阪府池田市の中学校を避難所として指定(伊丹市)</li> <li>R4.3にハザードマップを改定(宝塚市)</li> <li>川西市、西宮市、伊丹市と避難所に関する取り組み有り(宝塚市)</li> </ul>																
			避難経路等の屋外表示の検討【市】	避難経路等の屋外表示の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急避難場所は災害の種類ごとの指定が必要であることから、市内全域の緊急避難場所・避難所を対象にJISのピクトグラムや多言語、やさしい日本語などを用いた案内表示板を設置(神戸市)</li> <li>市内170箇所のコミュニティ掲示板に、避難方向・距離地図を示した避難所案内ステッカーを継続して設置(伊丹市)</li> </ul>																
(4)水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)	①水害に備えるまちづくりへの誘導	水害に備えたまちづくりの実現に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害リスクに対する認識の向上</li> <li>減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導等【県、市】</li> </ul>	危険度マップの作成と同マップの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民向け防災ガイドブック(地区防災計画)の作成支援を4地区で実施(西宮市)</li> <li>市内約170箇所のコミュニティ掲示板に、海拔を示したステッカーを継続して設置している。また、要配慮者利用施設の管理者向けに、避難確保計画作成に関する説明会において、水害リスクの啓発を実施。(伊丹市)</li> </ul>																
	②重要施設の浸水対策	浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図る	避難所や公共施設等重要施設の浸水対策(電気設備等を浸水想定水位より上に設置、地下室への浸水を防止等)【県、市】	建物の耐水化等の検討・実施	・実績なし																
	③水害に備える共済制度の加入促進	水害に対する共済制度への加入促進	「フェニックス共済」等への加入促進【県】	フェニックス共済加入率15% (県)(当面の目標)	加入率9.6%(うち、7.1%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目 標</th> <th>R3年度実績</th> <th>累 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入率</td> <td>15%</td> <td>-</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>加入戸数</td> <td>約26万戸※</td> <td>2戸増</td> <td>169,621戸</td> </tr> </tbody> </table> <small>※対象戸数177万戸×15%</small>		目 標	R3年度実績	累 計	加入率	15%	-	9.6%	加入戸数	約26万戸※	2戸増	169,621戸			
	目 標	R3年度実績	累 計																		
加入率	15%	-	9.6%																		
加入戸数	約26万戸※	2戸増	169,621戸																		

<凡例> (県) : 全県の合計値、 (府) : 関係4県民局全体の合計値、 (市) : 流域7市域全体の合計値、 (圏) : 武庫川流域+(尼崎・西宮両市の南部地域)の合計値

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】 流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会の提供に努めた。県では「みんなで取り組む総合治水展」を開催した。また、県と市では防災の担い手となる人材育成のため、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</li> <li>・【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】 県は氾濫予測システムの運用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。また平成 30 年 6 月より NHK データ放送に加え、Yahoo! JAPAN でも河川監視カメラ (CCTV) の画像配信を開始した。さらに配信能力向上のためシステム改修を実施した。市では工夫を凝らした訓練を実施。また、防災無線については機器の増設とともに、機器更新も実施。今後も県・市ともに住民に提供する防災情報のさらなる充実に努めていく。</li> <li>・【的確な避難のための啓発 (逃げる)】 県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図を公表。流域各市では水害リスクの啓発や要援護者利用施設の避難計画作成啓発を進めるとともに、公共施設の耐水化にも取り組んでいる。また隣接市との避難所活用など連携協定等にも取り組んでいる。今後、県・市は水害に備える対策を幅広く検討し、実施していく。</li> </ul>		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)		

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 1 正常流量の確保 (1) 流水利用の適正化 (2) 適正な水利用	実施目標 既存の水利用や流れの連続性の確保、動植物の生活環境や景観の保全などを考慮しつつ、合理的な水利用を促進することによって、より豊かな流量の確保に努める。
	施策の概要 河川の流況については、生瀬大橋地点で過去12年間(平成5~16年)の最小の濁水流量が1.43m <sup>3</sup> /sであり、概ね正常流量(1.5m <sup>3</sup> /s)を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、流水利用の適正化、適正な水利用の推進によって合理的な水	

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)					2. 実績 (D)				
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
			(1) 流水利用の適正化	流水利用の適正化	農業用水の慣行水利権の取水実態の把握	取水実態の把握	-	-	-	流域内217件中13件が事業予定箇所	
		農業用水の慣行水利権から許可水利権への切替等	取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て許可水利権への切り替えを進める。				許可水利権への切替えはなし				
(2) 適正な水利用	適正な水利用の推進(関係機関連携)	節水の啓発・水利用の合理化	普及啓発に努めるとともに、水利用施設等の適切な維持管理を行うことによって、漏水の防止・有収率の向上を図る。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な水融通を行う連絡管の工事(企業庁)</li> <li>・定期的な巡回点検等により施設や管路の異常の有無を確認し、適宜、台帳に反映させている。(神戸市)</li> <li>・1週間に一度、水利用施設の維持管理のため職員による目視点検を実施。1年に一度、業者による点検整備を実施(尼崎市)</li> <li>・雨水貯留タンク設置助成2件(伊丹市)</li> <li>・感染症対策のため啓発活動は行っていない。(宝塚市)</li> <li>・懸垂幕、HP掲載、メール配信、メディア(新聞記事)(三田市)</li> </ul>				
		雨水・再生水利用の促進	普及啓発に努め、雨水・再生水利用を促進				助成見込基数54件(市)(尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計)				

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年度については、正常流量1.5m<sup>3</sup>/sを概ね確保できている。</li> <li>・事業予定箇所に存在する13件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。</li> <li>・節水の啓発については、今後も引き続き、ホームページでの啓発に取り組んでいく。</li> <li>・今後も引き続き、節水の啓発、水利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利用の推進に取り組む。</li> </ul>		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 2 緊急時の水利用 (1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化 (2) 緊急時の河川水利用	<b>実施目標</b>	渇水時の被害の最小化。 震災などにおける河川水利用の円滑化。
<b>施策の概要</b>	渇水時には、渇水調整会議等を設置し、利水者間の相互調整が円滑に行われるよう努める。また、関係機関および利水者と連携して、水道施設の広域化による渇水時の水道水源や供給量の安定性向上に取り組む。震災などの緊急時には、河川水を利用できるよう配慮する。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
(1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化	利水者間の相互調整の円滑化	(渇水時) 渇水調整会議※等における利水者への必要な情報提供、取水制限等の調整	渇水状況に応じて実施				点検指標に該当する事案がなかったため未実施。				
	広域的な水融通の円滑化 (関係機関連携・利水者連携)	給水ネットワークの整備	水需要の動向を踏まえ実施				広域的な水融通を行う連絡管の工事中。(県企業庁)				
(2) 緊急時の河川水利用	緊急時の河川水利用の円滑化	(緊急時) 消火用水や生活用水等としての河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放流等	緊急時の状況に応じて実施				点検指標に該当する事案がなかったため未実施。				

※渇水時に渇水調整会議を設置することについては、県及び関係機関において規約を制定済

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>渇水や震災等による被害が発生しなかったため、渇水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。</li> <li>給水ネットワークの整備は、県企業庁が広域的な水融通を行う連絡管整備に着手している。各市町水道事業は、現在の水需要に対し、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能のため、当面の間事業着手は行わない。今後の水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。</li> </ul>		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項  
 3 健全な水循環の確保

実施目標

兵庫県の水に関する総合的な指針である「ひょうご水ビジョン」に基づく、健全な水循環系の確保

施策の概要

流域水循環の把握に努めるとともに、実効性のある取り組みを実施する。  
 なお、地下水かん養は、河川流量確保に寄与する要素のひとつと考えられることから、この保全に取り組む。

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
3. 健全な水循環の確保	流域水循環の把握	流域水循環の把握	流域水循環把握に必要なデータの収集				雨量、水位、低水量、地下水位、県管理ダム貯水位等のデータを蓄積				
	森林、農地、ため池の整備や適正な管理 (関係機関連携)	再掲 人工林の間伐等 (関係機関連携・住民連携)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)				202ha (市)				
		再掲 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	(計画策定時に記載)	(計画策定時に記載)	104ha (市)				
		再掲 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導 (混交林整備)	100ha 着手 (市) (篠山市域での施工面積)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	(計画策定時に記載)	(計画策定時に記載)	16ha (市)				
		再掲 水田の保全 (関係機関連携・農業者連携)	10,141ha (市) 優良農地 (農振農用地)	10,157ha (市) 優良農地 (農振農用地)	10,014ha (市) 優良農地 (農振農用地)	9,993ha (市) 優良農地 (農振農用地)	10,025ha (市)				
		ため池の保全	ひょうご農林水産ビジョンに基づくため池の保全・整備				・ため池整備事業及びため池定期点検事業の実施				
	貯留浸透施設の整備 (関係機関連携)	再掲 透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進				・約 5,000 m <sup>2</sup> (市) (神戸市域除く)				
		再掲 浸透ます等の整備 (道路側溝の浸透化)	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施				・約 3.4 km (市) (尼崎市 0.3 km、西宮市 3.1 km) [累計約 194.4 km (市)]				

※ 100ha=1km<sup>2</sup>

<凡例> (流) : 武庫川流域内の合計値、(局) : 関係4県民局の合計値、(市) : 流域7市域全体の合計値

3. 点検・評価（C）（第3期 [R3~R7]）		
点検・評価（C） R3	点検・評価（C） R4	点検・評価（C） R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。</li> <li>水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、事業計画に基づき引き続き整備に取り組んでいく。</li> <li>水循環に寄与する透水性舗装については、地下水位等の条件を満たす箇所で歩道整備に伴って原則実施している。また、浸透施設（道路側溝、宅内排水等）については、尼崎市、西宮市で約3.4kmの整備が実施された。</li> <li>今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。</li> </ul>		
点検・評価（C） R6	点検・評価（C） R7	
4. 改善（A）（第4期 [R8~R12] に向けて）		

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方 (2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策 ① 下流部築堤区間 ② 下流部掘込区間 ③ 上流部	<b>実施目標</b>	武庫川水系の多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。 (武庫川下流部築堤区間) 汽水域の拡大と干潟の創出 (武庫川下流部掘込区間) 礫河原の再生 (武庫川上流部) タナゴ類の生息環境の再生
<b>施策の概要</b>	河川整備に際して「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」(以下「2つの原則」という)を適用して、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じる。 (水系全体で戦略的に自然環境を保全できるよう「2つの原則」に係る専門検討会*の検討結果を踏まえ、河床掘削や低水路拡幅などの河道対策と環境対策との整合のとれた河川整備に取り組む。) ※「2つの原則」に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案による影響評価と保全・再生するための方策の検討を行うため、平成20年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会		

1. 期別計画 (P)			期別計画 ( P )				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	
			1. 動植物の生活環境の保全・再生	「2つの原則」の留意事項等を取りまとめた手引きの作成	手引きの作成	手引き作成	-	-	-			
	「2つの原則」のパンフレット作成	パンフレットの作成	パンフレットの作成(完了)	-	-	-						
	地域住民や団体等による生態系の保全・再生活動の円滑化	・行政手続きの迅速化 ・技術面でのサポート	地域住民や団体等の要望に応じて実施				市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベント等の後援、イベントに参加					
(1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方	河川整備に際しての「2つの原則」の適用	「2つの原則」の適用	河川整備の実施計画段階で専門家の意見を聴くとともに、施工後も専門家の意見を聴いて事後評価を実施				・関係機関協力のもと、ツクシガヤの保護を実施(武庫川) ・関係機関協力のもと、オオサンショウウオ等の保護を実施(羽束川、黒川) ・武庫川上流部において「川づくり計画図」等に基づき工事を実施					
	重点化を図りつつ優先順位の高いものから配慮を検討すべき「生物の生活空間」を改善	配慮を検討すべき「生物の生活空間」の改善	ワークショップ等で実施方策を検討し実施				仁川合流点の除伐・土砂撤去に際し、事前に市民団体と立会いし、現地で討論しながら除伐範囲、淵の再生などを実施					
(2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策	① 下流部築堤区間	魚類等の移動の連続性確保	河床掘削に併せた潮止堰等の撤去	-	-	・潮止堰撤去着手 ・1号床止工着手・撤去	潮止堰撤去完了	潮止堰撤去に先立ち、潮止施設(矢板)を設置				
		上流側床止めの魚道改良	-	-	-	2号・3号床止工の撤去又は改築に併せて実施	下流部(1~8号床止工)でアユの遡上・分布調査を実施					
		干潟の創出	水制工等の設置	-	-	-	河床掘削等による流下能力拡大の後、実施	-				

② 下流部掘込区間	礫河原と瀬・淵の再生	現状の砂州形状や礫河原の比高を考慮した河床掘削	河川改修にあわせて実施		・下流部掘込区間で、同計画に基づいた河床掘削の工事を実施				
	外来植物の除去	・河床掘削によるシダ類やスガヤの除去 ・関係機関や地域住民と連携したシダ類やスガヤの除去	河川改修にあわせて実施		・市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベントに参加				
	代償措置としての礫河原の再生	区間外での礫河原の再生	必要に応じて実施		—				
	③ 上流部	移動性が低い生物の移植対策	オグラコウホネ等の植物やカタハガイ等の二枚貝類の移植対策	河川改修にあわせて実施	—	・オグラコウホネの保全対策として生育地を1箇所創出し、移植株の生育を経過観察 ・二枚貝の移植を実施			
		みお筋の再生	現況と同様の蛇行部確保	河川改修にあわせて実施	—	みお筋、ワンドの再生など、河川改修区間において実施			
		瀬・淵の再生	河道が直線的で河床勾配が一定な区間での木杭や根固工等の設置	河川改修にあわせて実施	—				
		ワンド・たまりの再生	・河床の横断方向に傾斜や凹凸をつけ冠水頻度に変化 ・ワンド・たまりの再生	河川改修にあわせて実施	—				
オギ群集の再生		現地発生した表土の再利用	河川改修にあわせて実施	—					
代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出	区間外での瀬・淵やワンド等の創出	必要に応じて実施		区間内で瀬・淵やワンドを創出しているため、区間外での代償措置の必要なし					

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
(武庫川下流部築堤区間) ・下流部1~8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。調査結果や専門家の意見を踏まえ、2号・3号床止工において緩傾斜落差工の詳細設計を実施。 (武庫川下流部掘込区間) ・川づくり計画にあわせ比高を考慮した河床掘削工事を実施。 (武庫川上流部) ・オグラコウホネ生育地流失について、残った1箇所の生育状況を継続観察(良好に生育)。 ・トゲナベブタムシの生息が増加。 ・今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (3) 天然アユが遡上する川づくり	<b>実施目標</b>	アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。
<b>施策の概要</b>	関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
(3)天然アユが遡上する川づくり	関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上</li> <li>産卵場及び稚魚期の生息場所の確保</li> <li>必要に応じた生息実態の追加調査等</li> </ul>	魚道については重点化を図りつつ、改善に取り組む。また、河川整備を実施する箇所ではみお筋、産卵場、稚魚期の生息場所の保全・再生に取り組む。アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討する。				<ul style="list-style-type: none"> <li>アユの遡上・分布調査を継続実施。</li> <li>魚類等の移動を考慮した2号、3号床止工の詳細設計を実施。</li> </ul>				

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
(武庫川下流部築堤区間) ・下流部1~8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。その結果や専門家の意見を踏まえ、2号、3号床止工の詳細設計を実施。		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 2 良好な景観の保全・創出	<b>実施目標</b>	自然景観を基調とした武庫川らしい景観を保全・創出する。
<b>施策の概要</b>	武庫川を特徴づける自然環境や、下流域のクロマツ・アキニレ等の樹木、武庫川峡谷の自然景観、瀬戸内海と日本海を結ぶ「ふるさと桜づつみ回廊」など、地域固有の景観資源を保全するとともに、歴史・文化といった沿川の地域特性に配慮しつつ、地域と一体となった景観形成に努める。 また、現在の自然環境を維持するだけでなく、地域住民による自然再生活動や河川環境の整備と保全への取り組みなど、自然環境に積極的に働きかけることによって、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成につないでいく。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)									
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	
2. 良好な景観の保全・創出	地域固有の景観資源の保全、沿川の地域特性に配慮しつつ地域と一体となった景観形成、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成	・地域固有の生態系の保全 ・自然素材や多自然工法の採用 ・構造物の明度・彩度・肌理と周囲との調和などへの配慮	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。				(下流部築堤区間) ・護岸工事では、自然石や武庫川産の石材を使用した製品を活用 (上流部) ・武庫川らしい景観を保全するため、オギ群落の再生に向けた現地表土の再利用を実施。					
		治水支障がない範囲での堤防法面や高水敷の緑化修景	堤内地等治水支障がなく、地域住民等の理解と協力が得られた箇所について緑化修景。				・堤防強化工事で掘削した法面等を張芝で復旧し、緑化修景(神戸土木)					
		<下流部築堤区間> 樹木伐採を必要最小限とする工法の検討等	樹木伐採を必要最小限とする河道計画、施工方法等の検討				—	(下流部築堤区間) 武庫川を特徴付ける松やサクラを可能な限り保全しながら工事を実施。				
	魅力ある河川景観の創出(住民連携)	<下流部築堤区間> 汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出	<下流部築堤区間> 汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出等を検討	河川整備の進捗にあわせて実施		今後、河川整備の進捗にあわせて実施していく						
地域のまちづくりにあわせた景観づくり(各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり	市の要請に応じて実施				・除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。						

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
(下流部築堤区間) ・樹木の状況を把握するため、樹木調査(樹種、樹高、幹周等)を実施 ・工事に際しては、松、サクラ等の保全に配慮しながら実施。 ・下流部築堤区間での干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)		

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	<b>実施目標</b>	人と河川の豊かなふれあい及び適正な河川利用の確保。
<b>施策の概要</b>	自然環境及び治水計画との調和に留意しつつ、水と緑のオープンスペースとしての河川利用など、多様な要請に応えられるよう努める。また、環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。河川の水面利用に関しては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。 なお、河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	自然環境・治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に対応	多様な要請への対応	地域住民等の意見を踏まえ、実施可能なものについて対応。				<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間の工事では、地域住民等の理解を得るため、現地の事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会を開催</li> <li>小学校の環境学習として、青野ガム見学を開催</li> <li>地域住民から要請を受けた出前講座も開催</li> </ul>				
	武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援(関係機関連携)	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川利用の利便性の確保</li> <li>自然を生かした水辺の創出や施設の整備</li> </ul>	関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。				<ul style="list-style-type: none"> <li>河口部での干潟創出の前提となる護岸や潮止矢板の整備を推進</li> <li>小学校の環境学習として、青野ガム見学を開催</li> <li>青野ガムの多自然型魚道を観察する施設の公開・説明の実施</li> </ul>				
	汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造(住民連携)	<下流部築堤区間>魅力ある水辺とのふれあいの場の創造	河川整備の進捗にあわせて実施				河口部での干潟創出の前提となる河床掘削を実施				

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、地元説明会の開催等の広報に努め、地元の理解を得ながら、護岸等の工事を継続。さらなる住民理解を得ることを目的に、工事内容のわかる看板等を現場に設置。</li> <li>河口部の干潟については、今後河川改修の進捗にあわせて整備に着手。</li> </ul>		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)		

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 4 水質の向上 (1) 下水道整備の推進 (2) 水質調査等の継続実施 (3) 水質事故への対応 (4) わかりやすい水質指標による調査 (5) 水生植物による自然浄化機能の向上	<b>実施目標</b>	関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。
<b>施策の概要</b>	武庫川の水質については、環境基準を満足しているが、更なる水の「質」の向上を目指して、環境基準の水域類型の格上げや類型指定区間の見直しを視野に入れるとともに、下水道整備の推進、水質調査等の継続実施、水質事故への対応、わかりやすい水質指標による調査、水生植物による自然浄化機能の向上、の取り組みを進める。		

1. 期別計画 (P)				2. 実績 (D)									
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7		
4. 水質の向上	(1) 下水道整備の推進	放流水のさらなる水質改善	下水処理施設の高度処理化 <上流処理区> 今後の汚水量の増加に応じて施設を増設 (既存施設は高度処理化済)		合流式下水道緊急改善事業の事後評価結果を公表し、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組む。		合流式下水道緊急改善事業の事後評価結果を公表し、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組む。		既存施設 (高度処理化済) で対応可能				
	(2) 水質事故への対応	水質事故時の情報の迅速な伝達と共有化 (関係機関連携)	「武庫川水質連絡会議」*等との連携		継続して実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の水質事故は0件。</li> <li>「武庫川水質連絡会議」は1月、3月は書面開催。7月、10月はコロナ情勢のため開催せず。</li> </ul>						
	(3) わかりやすい水質指標による調査	地域住民が身近な河川の水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討 (関係機関連携)		関係機関と連携し実施方を検討		<ul style="list-style-type: none"> <li>流域市民団体が定期的に水質調査を実施</li> <li>武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積</li> <li>流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、4硝酸態窒素、リン酸態リン)</li> </ul>						
	(4) 水生植物による自然浄化機能の向上	河積に余裕がある箇所での自然浄化機能の向上	オギやヨシ等の水生植物の再生		実施方を検討し順次実施		該当箇所(武庫川上流部)の工事に合わせ、水生植物の再生を実施						
※水質汚染等の情報交換のため、昭和48年に設立された武庫川流域の7水道事業体で構成する連絡会議													

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道整備については、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組んでいく。</li> <li>水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。</li> <li>水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。</li> </ul>		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)		

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 1 河川の維持管理 (1) 維持・修繕工事の実施 ① 河道、堤防、護岸等 ② 親水施設等 ③ 樹木等 ④ 水文観測施設 (2) 不法行為等への指導 (3) 除草・清掃の実施 (4) 適切な施設操作の実施 (5) 占用許可工作物への適切指導	実施目標 河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、占用許可工作物への適切指導に取り組む。
	施策の概要 平成21年度に策定した「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行って河川の状態を把握し、効果的・効率的に河川の維持管理を行う。	

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	R3	R4	R5	R6	R7
			(H23~H27)	(H28~R2)	(R3~R7)	(R8~R12)					
(1)維持・修繕工事の実施	①河道、堤防、護岸等 河道の確保、堤防・護岸の機能維持	床低下や異常洗掘箇所における根固工など洗掘対策、流能力が著しく下している箇所における河道掘削等、堤防・岸の変状箇所における修繕工	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施				巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・有馬川の土砂撤去(神戸市道場町) L=160m ・長尾川の土砂撤去 L=1,100m ・有馬川の護岸修繕(神戸市道場町) L=130m ・武庫川の堤防補強工事(神戸市北区道場町) L=230m ・武庫川の土砂撤去(尼崎市南武庫之荘付近) L=300m ・武庫川の土砂撤去(伊丹市西野) L=368m ・河道掘削(武庫川、黒川、羽束川、波豆川) L=3,775m ・根継ぎ工等護岸修繕(羽束川) L=40m				
		<下流部築堤区間> ・定期的な横断測量や堤防・護岸の点検 ・必要に応じた維持掘削 ・堤防・護岸の修繕工事	定期的な横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ維持掘削、修繕工事等を実施				・巡視点検の結果、修繕工事なし				
	②親水施設等 河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	老朽化した河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の更新	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施				・巡視点検の結果、修繕工事なし				
	③樹木等 適切な樹木管理	・河川区域内樹木等の巡視・点検 ・堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ樹木の伐採・抜根等を実施				巡視点検の結果、樹木の伐採・伐根を実施 ・武庫川 500m <sup>2</sup> (神戸市北区道場町) ・武庫川下流部 10,880m <sup>2</sup> (尼崎市南武庫之荘外) ・羽束川 3,000m <sup>2</sup> (三田市木器)				
	適正な樹木管理についての検討	治水支障となる樹木の伐採や治水支障	適正な樹木管理について検討				-				

			がない範囲での植樹等						
	④水文観測施設	水文観測施設の機能確保	・適切な維持管理 ・老朽施設の更新	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施	巡視点検の実施（宝塚・三田一括）				
(2) 不法行為等への指導	治水上著しい支障がある不法行為者への指導（関係部局連携）	不法行為者への指導		「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ不法行為者への指導を実施	不法投棄について、警察等関係機関と連携し対応				
(3) 除草・清掃の実施	安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施	・クリーン作戦（県市共同） ・利用者の多い箇所における定期的な除草・清掃	継続的に実施		クリーン作戦を実施（県、神戸市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、三田市）				
(4) 適切な施設操作の実施	樋門等の適正な機能発揮	樋門等の操作の実施・指導		「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ操作責任者や関係者とともにルールや操作体制について確認	該当なし				
	水防倉庫の適正活用	水防倉庫の適正活用		「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検、水防時の適正活用	巡視点検を行い、資材を補充するとともに、水防時には適正に活用				
(5) 占用許可工作物への適切指導	河川管理上支障となる占用許可工作物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善	施設管理者への指導		「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設管理者への指導を実施	巡視点検の結果、速やかに指導、修繕等を必要とする施設はなかった				
	出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	運転調整方法の検討		総合治水条例に規定された排水計画の指針に基づいた指定ポンプ施設の排水計画を策定する	—	進捗なし			

<b>3. 点検・評価（C）（第3期 [R3~R7]）</b>		
点検・評価（C） R3	点検・評価（C） R4	点検・評価（C） R5
・河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。		
点検・評価（C） R6	点検・評価（C） R7	

<b>4. 改善（A）（第4期 [R8~R12] に向けて）</b>		

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理に関する事項 2 流域連携 (1) 地域社会と河川の良い関係の構築 ① 流域対策・減災対策   ② 動植物の生活環境の保全・再生 ③ 川の計画づくり      ④ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等 ⑤ 水質の向上 (2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援 (3) 自律的な流域ネットワークとの連携	実施目標 「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民等、大学、NPO、事業者の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進め、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる。
施策の概要	適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、「地域社会と河川の良い関係の構築」「多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援」「自律的な流域ネットワークとの連携」を柱とした武庫川づくりに取り組む。	

1. 期別計画 (P)			期別計画 (P)				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	R3	R4	R5	R6	R7	
			(H23~H27)	(H28~R2)	(R3~R7)	(R8~R12)						
(1) 地域社会と河川の良い関係の構築	地域住民等と連携した河川の維持管理等	ひょうごアドプト等の実施	「参画と協働」の推進				<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事への理解と協力を得るための住民説明会等(8回80人)を実施</li> <li>・「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」の開催(感染症対策で中止)</li> <li>・ひょうごアドプトによる河川敷清掃等の支援(13団体544人)</li> </ul>					
① 動植物の生活環境の保全・再生	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)	アユが遡上する川づくりや外来種除去を通じた在来種の保全等					<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域市民活動団体による特定外来植物の除去</li> </ul>					
② 川の景観づくり	地域のまちづくりにあわせた景観づくり(各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり					<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた</li> </ul>					
③ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等	河川利用と人と川の豊かなふれあいの確保等(住民連携)	河口部での干潟の創出等を活用した魅力ある水辺とのふれあいの場の創造等					<ul style="list-style-type: none"> <li>河口部での干潟創出については、今後、河川改修の進捗に併せて整備に着手</li> </ul>					
④ 水質の向上	地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積</li> <li>・流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD, 硝酸態窒素、リン酸態リン)</li> </ul>									
(2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援	公平性、透明性を基本に活動主体の自発性、自律性を損なわないよう配慮した支援	活動資金の助成	「参画と協働の推進方策」に基づき、各種助成を継続して実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり活動応援事業、ひょうごボランティア基金助成事業等による助成を実施</li> </ul>					
		・活動主体の情報発信 ・相互の連携・交流の支援等	「参画と協働の推進方策」に基づき、情報発信、連携・交流の支援等を継続して実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用</li> <li>・地域づくりネットワーク会議等開催</li> <li>・「第9回みんなで取り組む武庫川づくり」</li> </ul>					

①連携・交流のための機会提供	流域ネットワークの自律的な形成に向けた支援	他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催	適宜実施	組む武庫川づくり交流会を開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止				
		活動主体の概要とその活動内容などの情報提供	ホームページを活用した情報提供の実施					
②連携・交流のための情報提供								
(3) 自律的な流域ネットワークとの連携	自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークとの連携の具体化	流域を代表するネットワーク等が形成された場合には、流域市や流域ネットワークの意見も聴きながら連携のあり方について検討し、具体化を図る。	流域ネットワークの形成に向けて、人と自然の博物館と連携して「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止 (R3. 10)				

<凡例> ⑨ : 武庫川流域内の合計値

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R3		点検・評価 (C) R4		点検・評価 (C) R5	
<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</li> <li>ひょうごアドプト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</li> <li>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</li> <li>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(R3. 10. 2)を開催予定だったが新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止した。今後も時世を踏まえながら、流域連携の促進を図る。</li> <li>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コラボネット」など既存のホームページプラットフォームを活用中であり、既存システムの有効活用を支持する。</li> </ul>							
		点検・評価 (C) R6		点検・評価 (C) R7			
4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)							

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 3 モニタリング ① 定期的な観測によるデータの把握    ② 事業実施前後のモニタリング ③ 流量観測データの蓄積	実施目標 治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行う。
施策の概要	地球温暖化に伴う気候変化の影響にも留意しつつ、必要な観測データや新たな知見を蓄積する。これらのデータは、河川計画を含む河川管理技術の向上、河川整備計画の進行管理等に活用すると共に、住民等との情報共有にも努める。 また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向け必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。	

1. 期別計画 (P)			期別計画 (P)				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	R3	R4	R5	R6	R7	
			(H23~H27)	(H28~R2)	(R3~R7)	(R8~R12)						
3. モニタリング	観測データの活用、住民等との情報共有	住民等との情報共有	継続的に実施				・「兵庫県 CG ハザードマップ」による情報共有 (アクセス回数: 約 4,000 万回/年) ・メディア等を活用した「兵庫県 CG ハザードマップ」の広報 (ひょうご防災ネットアプリ 1 回、ラジオ 5 回、広報紙 1 回、新聞 1 回等)					
	観測精度の維持・向上	必要に応じた観測施設の配置・観測手法等の改善	必要に応じ実施				巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持					
① 定期的な観測によるデータの把握	定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積	流域内雨量、河川水位、土砂堆積、水質、水温、潮位の継続調査・データ蓄積	継続的に実施				・雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施					
② 事業実施前後のモニタリング	環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	魚類、底生動物、植生、瀬・淵の状況、河川景観等のモニタリング	継続的に実施				・R3 年度に行ったアユの遡上調査結果をホームページで公開予定の他、関係者へ報告を行うなど周知に努めた ・武庫川上流部や武庫川溪谷部での貴重種のモニタリングを実施					
③ 流量観測データの蓄積	増水時や平常時の流況把握	増水時や平常時の流量観測データの蓄積	継続的に実施				流量観測を実施					

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
・雨量や河川水位等の定期的な観測、流量観測、モニタリング調査を実施した。また、これらのデータ活用についても取り組んだ。今後も引き続き実施していく。 ・河川水位や観測井戸などの観測データについてはホームページでの公開を行い、住民等との情報共有に努めている。今後も情報共有・提供を継続的に実施していく。 ・観測施設については、今後も適正な保守に努め、観測精度の維持・向上に努めていく。		
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)		